

第1回大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会
(大阪市地域自立支援協議会) 会議録

日時：平成30年10月12日(金)

午前10時00分から正午

場所：大阪市役所本庁舎 地下1階 第11共通会議室

(開会)

(中島障がい者施策部長：開会挨拶)

(委員紹介、資料確認等)

【部会長選出】

内村障がい福祉課長より、石田委員を部会長に推薦、承認

石田部会長より、北野委員を副部会長として指名、承認

石田部会長：ありがとうございます。先ほど中島部長の方からもありましたように、たくさんの議題があります。根幹となる地域移行の推進、地域生活支援拠点など、今日もいろいろと審議事項がございます。事務局の方をお願いして、報告事項を一括して報告するという事で配慮いただいていますので、ぜひ議事の進行につきましては、ご協力お願いしたいと思っております。まず始めに、議事の進行ですけれども、まず第1に議題1ですね、これはもうすべて、議題の2、議題3、報告事項ですけれども、一括して事務局に報告していただいて、その後、(2)から(6)までその他もありますけれども、それぞれに審議を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。そうしましたら事務局の方から議題の1について、一括して説明をお願いします。

大森障がい福祉課担当係長：**【資料1-1、資料1-2、資料2、資料3-1、資料3-2、資料4について説明】**

石田部会長：ありがとうございます。事務局の方から報告していただきました。報告ですので、特に何もなければ、次の議題にいきたいと思うのですが。

古田委員：各区の自立支援協議会の報告とか、自己評価の資料なんですけれども、これを全部読んでもらっている人って、市の職員も含めているのかなと感じておりまして、これは、かなり膨大な時間を使ってこられていると思うんですけれども、これは意味があるのかなと感じております。それよりもむしろ各区の協議会での困難な課題は何か、それをどうしていくのかっていうことを抽出することに力を入れたほうがいい。自己評価もそうなんですけれども、当初各区のセンターができていくときに意識付けの意味もありまして、どのような課題をどういうふうに取り組んでいくのか自己評価を導入したんですけれども、これも形骸化してきているので、その辺

の報告のあり方、自己評価の書き方について、再検討すべきだと思います。よろしくお願いいたします。

石田部会長：ありがとうございます。その他何かありますか。

船戸委員：大阪発達総合療育センターの船戸ですけれども。児童福祉法が改正されて法定化されまして、相談支援に対する結びつきって、どれくらいそういう子どもさんが結びついたかっていう、まだそんなに多くはないと思うんですけども、そういうデータ、法律が変わってどう変わってきたかというデータを出していただければと。

石田部会長：はい。そうしましたらそれは報告のあり方・要望ということで、受け止めさせていただきます。ただ、各区の自立支援協議会であるとかセンターの報告については、ここだけを取り上げるということになると重要点だけということで、恣意的なものになりかねないので、報告としては必要かなと思います。そのうえでこのあたりが大事なんではないかというふうな視点をもった報告は報告としてそれは別に考える必要があるので、ここだけってなると、うちはこんなことやっているのについていうセンターが出てくる可能性もあるので、報告としてはそれが膨大な量になって事務局として大変かと思うんですけども、本当に。それと医療ケアの結びつきの件、これはぜひ新しい支援のあり方として報告の中に載せていただければと思います。そうしましたら議題の2ということで、ここから審議となっていきます。事務局の方から区の障がい者基幹相談支援センターの運営にかかわる評価方法ということで、ご説明していただきます。

大森障がい福祉課担当係長：【資料5の説明】

石田部会長：はい、ありがとうございます。そうしましたらこの自己評価シートの方ですね、何かご意見とか。

古田委員：以前の方と比べたらだいぶスリムになったかと思います。他にも出てくるんですけども、区のセンターもかなり頑張っていますけども、指定相談が少ないとか社会資源がないとかで非常に苦労しています。そういう中でですね、最後の5ページの一番下のところ、区における課題の現状認識とか改善への提言とかがありますけれども、区域において不足している社会資源、連携とかの課題ですとか、相談事例に対応する課題とか、そういうふうなことを書き込めるようにして、それに対して市がどういうふうに手伝ってもらう、支援してもらえばいいのかっていうようなことを、書き込めるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

石田部会長：他ご意見ありますか。はい。センターの自己評価だけではなくて、その自己評価の中で大阪市としてどのような対応なのかということですね。そこも評価書の中に盛り込んで欲しいというご意見ですけども。事務局の方ではどのようなお考え、どのような形でしょうか。

内村障がい福祉課長：内村でございます。今、古田委員からございましたご意見について、まさに5ページ一番下の4のところでございますね。区における地域課題について、この中に区における全般的な課題、現状認識及び改善に向けた提案・提言と書いています。その中に今、古田委員がおっしゃられたような感じで社会資源の不足とか例示として書き込んでおけば全体で書いていただけるんじゃないかなど。もうちょっと表現を今おっしゃられたような感じで分かりやすく変えていこうかなと思います。以上でございます。

石田部会長：これは、後ほどありますが、全市的な課題についてのところと関係するのかなど。どのような形で整理していったらいいのか、お考えいただきたいと思います。ここに盛り込むのかどうかと考えていただければありがたいなと。もうなければよろしいですか。

慎委員：慎ですけども。資料、事前に一昨日いただいて点訳してもらっているんですけども、点訳ってなかなか難しく、墨字を完全に点訳できる訳ではないので、図解のようになっているものはほぼ点訳できないんですね。意味が分からないので電話したんですね。何が分かったかという、評価を5段階にさせているということをお聞きしまして、それは書いているんですかって、書いていないと。それで二つお聞きしたいんですが、まず一つは、5段階評価の基準ってというのはどのように定めていて、それはちゃんとセンターの側に周知しているのかどうか。そういうことをお聞きしたい。つまり基準がないと適当に1から5までを選ぶ可能性があって、かつて以前なんですけれど、各区の全部を読んだことがあって、当時、知り合いのいるところを読んで変だなと思ってちょっと聞いたんですね。そしたらその区はやってない。やってなくて1ヶ所は3、2ヶ所は5って。やってないところに3、5ってどういうことなのかって言ったら、いやどう書いたらいいか分からないと、1書くとまずいのでっていうそういう返事が返ってきたんですね。ちゃんと大阪市で基準を示しているのかと。一般論でいうと、1はほとんどできていないとか、2はあんまりできていない、3はそこそこできている、4は大体できている、5は十分できている、そういう基準があると思うんですね。そういうふうに表示しているのかどうか、それが一つ目。二つ目は、取り組みをやってない部分もある。こんなことを言うと、そんなことはない、大阪市はちゃんと委託している訳だから、それは取り組んでいるという前提なので、1から5を基準にしていると、たぶんお答えになると思うんですね。僕に言わずとそれは建前であって、全くやってないところがあると思うんです。全くやってない部分について5段階評価はできない。5段階評価というのは、やった場合の評価であって、やってなかったらどうするのか、0にするのか、それとも何も書かないのか、建前ではなくて、やっているのが前提という答えではなく、やってない場合がある、そこをどう判断するのかという基準を示していただきたい。その2点です。以上。

石田部会長：ありがとうございます。評価の基準をどのようにすればいいのか、2つございましたけども、やっていないことも含めてどのように評価するのか、というところかなと思います。もちろん、やってもらわないといけないところはやってもらわないといけないんですけども。0点を付けることで、やっていないのにできなかった事情であるとか、いろんなことも分

かってくる、評価の中で分かってくることなので、大変重要な指摘かなと思うのですが。まず基準ですね、1から5の中でどのような形で示されているのか、それからやっていないところは0点という付け方もありなのかなと。教えていただければと思います。

大森障がい福祉課担当係長：障がい福祉課の大森でございます。この自己評価の評価点につきましては、慎委員がおっしゃるとおり、評価点1から5で付けていただいております。基本的にはおおむね十分できているのを3と標準といたしまして、それより良くできているものについて4、5、またやや不十分であるものについて1、2の採点を付けていただくということにしております。ただ、自己評価ということですので、これまで各センターさんの方でそれを元に付けていただいているところでございます。今年度、各センターさんの方に来年度以降ですね、依頼する際につきましてはご指摘を踏まえまして、各センターの方で自己評価を付けやすい形、評価点の基準等につきまして、十分分かりやすく説明したうえで各センターさんの方に評価していただきたいと考えておるところでございます。取り組みにつきまして、やっていない場合はどうするのかというご意見がございますが、先ほど慎委員の方からおっしゃったとおりではあるんですが、まず委託の仕様書の中で書いておるところですので、やっていただくのが基本というところではございますが、もし何らかの事情で十分できていないということであれば、例えば1であったりとか2を付けていただいたうえで評価していただくと。また、この自己評価に合わせまして、本市職員が各センターを回ってその状況についてお伺いするというのもしておりますので、その中で各センターの方で何ができなかったのか、またそれについてどういった事情でできなかったのかというところをお伺いいたしまして、各センター、運営上の課題等があるのであれば、こういった市協議会の場でご説明させていただいて、またご審議いただければと考えておるところです。以上です。

石田部会長：はい、ありがとうございます。おそらく評価だけにとどまるんじゃなくて、フィードバックであるとか、評価そのものが形骸化しないためにどのようにしていくのかっていうようなことが、大切なのかなというふうに思います。ありがとうございます。そうしましたら、その次の議題の方に移りたいと思います。地域生活、移行推進について、議題の方は3になっておまして、事務局の方よろしく願いいたします。

山本障がい福祉課長代理：【資料6について説明】

石田部会長：はい、ありがとうございます。地域移行の推進の取組についてご紹介頂きましたように何らかの前段階の支援、何かご意見等ございましたら、はい、加藤委員。

加藤委員：はい、加藤です。基幹相談支援センターのね、入所施設のところに行って、地域に帰ってこれないかというようなことを説明しながらやっていくというのは、非常に大切なことだと思うんですけども。ただ、ワーキングのときに各入所施設へ各入所者がどこの区から来てるか表をいただいていると思うんですけど、あれを見ていたら、1区というのではなくて何区もまたがっていますよね。おそらく西淀川区なんですけどね、西淀川区って入所施設がないので、

もし担当区というのを決めたとしたら、たぶん近くのところになるか、淀川区は近いんですけど、西淀川区に住んでた人で淀川区に入っている人っていうのは4人ぐらいでしたかね、どこだったか、ある施設にね。だから、どこかの入所施設っていう担当を決めたとしても、自分のところの区から来ている人ってそんなにたくさんいないですよ。ただ、区の担当って同じ区でというか、もし入所施設がある場合ということなのかなと思うんですけど、結局、もし西淀川区の人がどんな状況って調べるとしたら、いくつもこちらの方が回らないといけない。だから、区の担当決めると、区に住んでる人と入所施設の関係が人が少ないっていうのはその辺とか基幹相談支援センター同士で連携しながらとかしていくんですよ？ どういう風にしていくのか。

石田部会長：はい、加藤委員から、今後の進め方について、①地域ごとに入所施設を担当する区障がい者基幹相談支援センターを設定をどうするのっていう、他の区と、その区になれば、加藤委員の提案では連携し合っていくのがいいと。事務局としては何かお考えありますか。

内村障がい福祉課長：内村でございます。今の加藤委員がおっしゃいましたように、当初は市内の入所施設、者の入所施設が20ヶ所、児の施設も入れていくと24と、カウンターパート方式でいいのかということで当初は考えておったんですが、作業部会の中でいろいろご意見いただいた結果、1つ1ヶ所というのではなくて、大阪市内を北半分、南半分に分けて、北半部分を12区の区センターで、南半分も12区の区センターでと。当然、区基幹相談支援センターも地域移行に慣れている部分があれば、まだそんなにも慣れていないところもあるかと思えます。そういう訳で、その12区の中で、いろいろと意見なり調整を図っていただいて、北半分は丁度ですね大体、入所施設10ヶ所になるんですよ。南半分も10ヶ所になりますので、12区で10ヶ所、12区10ヶ所で、区基幹相談支援センターで「今回はこの区にはどこどこね」というような班調整で進めていただきたい、いこうかなという感じで今ちょっと考えて、当初のカウンターパート方式から変えているところでございます。

石田部会長：ありがとうございます。

船戸委員：よろしいですか。その場合の施設ってどういう施設。すみません。施設といってもいろんな施設があるので、その場合の施設って何の施設なんですか。入所施設といってもいろいろありますので、具体的に教えていただきたい。

内村障がい福祉課長：基本、障がい者入所施設だけのイメージなんですけども。

船戸委員：(障がい)児も10ヶ所の中に入っている？ それとも、(障がい)者だけの施設なのですか。

内村障がい福祉課長：今の段階のイメージでは(障がい)者の施設だけなんですけども、当然、(障がい)児施設の方にも年齢超過の方もおられますので、その方も含めた形で今後進めてい

かなければと思っております。

船戸委員：10ヶ所の中にフェニックスが、いわゆる重症心身障がい児入所施設っていうのは、大阪市内で2ヶ所しかないのですが、それも入っているんですか。それとも（障がい）児は含まない（障がい）者の施設のことですか。

内村障がい福祉課長：今のところフェニックスは入っていないです。

石田部会長：はい。分かりました。何か。はい、酒井委員。

酒井大介委員：入院患者に対しての、病院に対してのアプローチをどのようにお考えか。

内田こころの健康センター精神保健医療担当課長：精神科病院への働きかけとしましては、こころの健康センターの精神保健相談員なり、各区の相談員が連携させていただきまして、働きかけなんかをさせていただいておりますし、こういう寛解ですね、退院できそうな方がいらっしゃるといことがあればですね、連絡を頂戴してですね個別に訪問させていただくというのが現状でございます。

酒井大介委員：現状はよく理解してるんですけども。現状は理解しているんですけども、それで今の地域移行ってあんまり数字的にも報告にもありましたけども、かんばしくないというのが現状なんですね。今回いろいろ議論いただいている中で、やっぱり前段階の支援、これとっても大事なところで、ここを例えば精神科病院の入院患者の方々にどうやってアプローチするのかっていうのをもう少し具体的に今後検討いただきたいなというふうに思っています。

内村障がい福祉課長：すみません、補足で。こちらの資料のところの2枚目に、その部分を含めた委託で、公募をやり始めているという。こちらの方、精神科病院の地域移行の事業になります。

石田部会長：はい、ありがとうございます。特にございませんでしたら。はい、酒井委員。

酒井京子委員：酒井です。難病の方で入院されてる方の地域移行で何かイメージで考えられていることはございますでしょうか。

内村障がい福祉課長：難病の方の入院ですか。

酒井京子委員：入院されている方が。

内村障がい福祉課長：今のところ難病の方というのは対象には入っていないというところです。

石田部会長：入っていないと。分かりました。いろいろご意見あるかと思うんですけども、議題3についてはいったん切り上げていただいて、もし何かあればまたお伺いしたいと思います。そうしましたらその次、議題の4で地域生活支援拠点等の整備状況について、事務局の方からまたお伺いしたいと思います。

内村障がい福祉課長：【資料7について説明】

石田部会長：はい、ありがとうございます。地域生活支援拠点について。はい、船戸委員。

船戸委員：緊急時の受け入れ対応についてなんですけども、これは拠点病院に指定されているところだけ加算がつくという解釈なんですね。実は、今回、台風と地震ですね、その時に当センターなんかも、緊急ショートで、電気が来ないということで人工呼吸器の子を受け入れたんですけども。ショートステイ連絡協議会の方で今調査してるんですけども、緊急時の受け入れ要件に我々については加算がつかない、病院だったら加算がつくんですけども、福祉施設はつかないと思っていたので、どういう条件で加算がつくのかということと、点数としてどれくらいか、教えてください。

内村障がい福祉課長：緊急時受入加算、別に機能を担う拠点でなくてもつきます。通常のところでもどこでもつきます。それで緊急短期入所受け入れ加算（Ⅰ）は1日あたり180単位、それと（Ⅱ）では1日あたり270単位で、介護者の急病等を理由に短期入所を緊急で行った場合に、行った日から加算して7日間、やむを得ない場合は14日を限度として加算されるというふうになっております。元々は29年度まで実はございまして、これが緊急短期入所受入加算（Ⅰ）が120単位、これが今年度180単位、60単位上がっている。（Ⅱ）の方が元々は180単位が270単位と90単位上がっているということで、元々からあったものが増えたというふうにお考えいただければと思います。

船戸委員：加算が拡充されたということですね。そうですか。ショートステイの中で緊急ショートというのが多くて、ショートステイ協議会で統計を取るようになったのですね、全体として件数が増えているということがわかってきました。

石田部会長：はい、ありがとうございます。

古田委員：先ほど地域移行の話ですね、自立支援法以降、民民の施設契約だということで、行政が手を引いたので、精神の退院促進もそうなんですけども、昔はあったものが、段々段々先細りして、停止状態に陥っていた。これを10年振りにもう一回復活させて取り組んでいこうとするというのは前進かと思います。しかし、これまで施設や地域で細々と取り組まれてきた地域移行支援をですね、基幹センターと施設をつないだら何とか進むだろうというふうにはとらえないでいただきたい。大阪市がどういうふうに関与してですね、協力して仕組みを作るのかっていうのは非常に重要だと思っていますので、その点よろしくお願いします。

この地域生活支援拠点も、ちょっと安易に考えているのではという気がしています。例えば、1 ページの下のところですけども、相談機能は基幹センターを作ったから終わりだとか、専門性もスーパーバイザーの派遣の仕組みを作ったから終わり、みたいな説明に聞こえたんですけども、これから地域の受け入れ態勢と体験の場だから、加算の状況をみてとかいうふうを考えているのではと。いやこれはスタートであってですね、それで終わりじゃないです。例えば相談体制づくりだって、相談支援のまだまだ、また後でも出てきますけども、非常にしんどい状況をどうしていこうとか、相談の体制そのものが崩れかけています。それから専門人材についてもですね、強度行動障がいですとか高次脳とか重心とかいろんな受け皿がない。それでそれに対応するスキルを持った職員が地域の中でなかなか少ない中で、スーパーバイザーは一つですけども、その育成研修とかも含めてどうしていくのかというような課題は、市の責任でするのでその辺もどのように展開していくのかっていうのは課題として認識しておいていただきたい。

緊急時の受け入れ対応についてもですね、この受け皿を、重度対応できる受け皿をどう広げていくのかという仕組みづくり、これはかなり考えて大阪市も一緒に取り組んでいかなければならないと思いますんで、その点よろしくお願ひしたいのと、あと地域生活支援拠点の機能を担う事業所ですけども、これは国としては別に制限している訳ではないですが、大阪市としてなぜ基幹センターだけに限ろうとするのか。精神の地活センターももちろん地域の拠点としてですね、機能を果たしてますから、精神の地活センターも、ぜひその機能を担う事業所として入れてあげてください。

それから、区の自立支援協議会でですね一緒に連携して、かなり動いてくれる指定相談支援事業が現れてくるのなら、2, 0 0 0 単位ですから結構多いんで、その事業所が中心になってケース検討を進めるということであれば、それも対象にしていきたいっていうふうに思っております。その点いかがでしょうか。

石田部会長：はい、ありがとうございます。一つは取り組み、ここに書いてあるのは30年度の取り組みですので、総括をしてそれからどうしていくのかということ。それから研修制度ですね、なかなか介入できないということもあるので。それから緊急時の受け入れ先も足りないんじゃないかということ。最後に、精神の地域活動支援センターの方も入れてはどうかという提案ですけれども。

内村障がい福祉課長：障がい福祉課の内村でございます。まず、ご意見ございます、これで終わったのとは違くと、スタート地点に立って、まず形を、フレームを作ったよと。このフレームの中身をどう活用していくのか、正直まだできておりません。それを自立支援協議会、あるいはワーキングの中でいろいろなご意見いただきながら、フレームができただけでなく、その機能を有効に動かしていく、それを取り組み始めたところでございます。そういう意味では、専門スーパーバイザーの派遣におきましても、まさにフレームができただけで、今スーパーバイザーが登録されている状況ではございません。そういった意味でもスーパーバイザーの方々をですね、またご推薦いただいて、何のスーパーバイザーか登録制みたいな感じで登録しておきましたら、急遽、そういった方のスーパーバイザーはいてないのかという形の場合は、ちょ

っと、その専門性を持った方に行っていただいて、コンサルをしていただくのがいいといったように考えているところでございます。

それと、重度障がいがある方の受け皿、これはとても重要なことで、本当に重度ならうちはよく見ませんという事業所がまだまだございます。よく耳に入ってきておりますので、今後どういうふうに作っていくのかまさに受け皿の部分、非常に重要でありながら、なかなか箱物でもありますので進んでいかないというジレンマがあるんですけど、それも、本協議会なり、あるいは地域移行ワーキングの中でも受け皿というのは非常に大事な部分でもございますので、その中でご意見いただきながら、大阪市として何ができるのか、国にどのようなことを要望していくのかといった形で整理しながら、市としても前進するような形で取り組んでいきたいと思っております。

それと、最後に拠点機能を担う事業所でございます。今、各区の中核的に動いていただくということで、基幹相談支援センターを機能を担う事業所として、市として認定させていただいております。ただ、古田委員がおっしゃられた地域活動支援センター、これは、役割は基幹相談支援センターとは若干違いがあるんですけど、今からその辺りを、これは国庫も入る話ですので、きちっと市の中で整理して、準ずる事業所としては認識はしておりますし、その辺りを整理して、うちは、絶対に機能を担う事業所を認定しないよということではなく、前向きに整理していきたいと思っております。以上でございます。

古田委員：前もね、基幹センターと地活センターが何かどっちが上だと話になってしまって、あの居住サポートでしたかね、基幹センターが委託を受けて、再委託みたいな形に地活センターがされたんですよ。そんな上下関係みたいにするんじゃないという話をしましたよね。今回も基幹センターがこれを取れるとなったら、再委託みたいな関係が地活センターとの間で生じますので、指定（事業所）は再委託というのがあるかもしれませんが、地活センターも対等ですのでね、ぜひそのようにしていただきたい。

石田部会長：はい、鳥屋委員。

鳥屋委員：鳥屋です。地域生活支援拠点の緊急時受け入れと対応っていうのはすごくキーワードになっていると思うんですけども、国の方では緊急時の受け入れというのは、短期入所、ショートステイに限ってスポットを当ててるという感じですけども、実際、ショートステイだけじゃなくて、やっぱりグループホームというのももちろんあると思います。それから生活の場だけじゃなくて、その人たちの日中の場っていうのも、ある意味、緊急受け入れが必要だということで、生活の場、それから日中の場、あるいは緊急の対応ということで、そういうグループホームやショートステイが空いていない、訪問で何とかつなぐ、重度訪問、夜間でもなるべく派遣でつなぐとか、そういうこともあるので、緊急時の受け入れと対応について、もう少し大阪市として幅広く捉える必要があると思います。

石田部会長：その他、どうですか。そうしたら加藤委員。

加藤委員：緊急の受け入れとか大切なことだと思うんですけど。西淀川区には入所施設が無くて、ショートが緊急に必要な時に、他区に頼まないといけない。グループホームはありますが、緊急でやってくれるところはない。この前、自立支援協議会でどういうふうにならそれをその時に対応するのか議論をしたんですけどね、結局、場所もない、マンパワーもない、そういう状況なんですよ。一つ、場所についてはね、例えば区内で廃校になった小学校、そういうふうなものを区長と相談して使わせてもらうことはできないのかなという話も出たんですけど、区長と話したらOKですとなるのか、市の建物ですからね。じゃあ、そんなところも使ってもいいよみたいな後押しを市の方からしてもらったら、区の方も話がしやすいのかなと。マンパワーについては、これをイチから見つけてくるのは難しいので、一つは、日中の作業所とか施設の人だけだったら、その人がその職員と泊まれるとかね、というふうな方法とかできないのかなと話をしていたんです。ただ、その時に、やっぱり、泊ったら大変ですからね、日中の職員が泊まるとか。そこに対してお金をどうやって工面するのか。これまあその1日180単位とか270単位とか出ましたけど、こんなのは、市の方から、1泊したら1万円、2万円とか、泊まった人に出るみたいな仕組みをやってもらうとかね、そういうふうにしたら、職員で泊まろうかという人が出てくるんじゃないかなと思ったりするんですけどね。そういうふうな加算とか、市の取組とかは考えてはいただけないのかなと。すみません。

石田部会長：一つは、緊急時の受け入れ先の拡大、方向性として、ただ単に泊まる場所ということだけではなくて、ヘルパーを派遣する方法もあるじゃないかと。人材確保との関係性も。

加藤委員：場所が確保できたら、別に誰かがやるんじゃないなくて、区内の日中の職員が必要なときにそこを使って、緊急対応するっていうね、自分のところではなかなかできないということなのね。そんなふうな、柔軟な制度というんですかねこれ。認めてもらったらもっとやりやすくなるんじゃないかなという話が自立支援協議会の方で出てたんですけど。

石田部会長：はい、鳥屋委員。

鳥屋委員：鳥屋です。緊急時の受け入れで、私たちもかつて、和歌山のケースで、都島区で10日間だけ受け入れたときに、やっぱり現実的にはショートで受け入れられるという状態ではなくて、常にショートを利用されている方がいて、その人たちと、お互いに、新たに緊急で入ってきた人がどう耐えられるのかというね。現実的に受け入れられる方法という形で対応させてもらった。そのときに重要なのが、地域の受け皿がどうこうっていうのも大きいんですけど、やっぱり柔軟な支給決定をしてもらわない限り支えられないということで。通常の日々の運営している人が余っているっていうのはどこの法人事業所もないので、やはりプラスアルファで人を出さないといけないので、その人を出すことだけでも痛手なので、さらに支給決定を柔軟に対応されないと回らないと思うので、その辺の市としての役割が大きいのかなと思います。

石田部会長：はい、ありがとうございます。古田委員。

古田委員：前、虐待防止なんかでも、今日のうちに何とか身柄を分離して受け皿を確保しないと
いけないと言ったときに、国からの補助金もあって、最悪、ビジネスホテルとかでヘルパー
と一緒に泊まるのもありだろうみたいな話もしていて、それは確かいけるはずだったと思うん
ですけどね。場合によっては、緊急時っていったらそういうふうな考え方を持って、家ではな
いけれどもヘルパーを使える、ガイドヘルパーやホームヘルパーを使えるとかですね、いろん
な方策を考えられると思います。

それから、受け皿でもですね、緊急受入加算、これ、人でも、普段仕事しながら超過勤務に
なりながら、無理やり体制を作ってくれたり管理者が飛んできて何日も泊まるみたいな、かな
り困難があるのは事実です。重度であればあるほど。それに対する受け入れ加算みたいなので
すね。ぜひとも、難しいのは分かりますけれども、検討していただきたいなというふうに思っ
ています。

石田部会長：はい、ありがとうございます。はい、船戸委員。

船戸委員：基本的なことの一つ確認。教えていただきたいんですけど、地域生活支援拠点とい
うのは、前からずっとあるんですけど、今何ヶ所ぐらい指定されているかということが一つと、
それから、基幹相談支援ってところがベースとなってこの地域生活支援拠点っていうのを
持つのか。おそらく、基幹相談支援だけではこの3つの機能というのは無理ではないかなと思
うんですけども。そこらへん今具体的にどうなっているかというのを教えていただけますか。

石田部会長：では先にちょっと、今の。

内村障がい福祉課長：先に資料7をごご覧いただきたいんですけど。国が言っている地域生活
支援拠点に必要な機能ということで、1の相談、それと2の緊急受け入れ対応、体験の機会・
場、専門性、地域の体制づくり。ただ、これを基幹相談支援センター1ヶ所でこれをしていく
絵ではございません。今、大阪市が考えておりますのは、24の区がございまして、広いために、
やはり一区ずつ一定整備しないといけない、できるような体制に整えなくてはいけないだろう
ということで、面的な整備として考えております。今、各区に基幹相談支援センターがござ
いますので、その基幹相談支援センターを中核として、区内にある各種事業所とネットワーク、
グループホームなり、ショートステイなり。ただグループホームにしてもショートステイにし
ても全部の区にあるのといったらそういう訳ではございません。基本は一区ずつで面的整備を
するんですが、無いような事業所の場合、緊急の受け入れなり、ショートが必要な場合は、複
数区で次は少し大きめの面的な体制を整えるという、そういうような面的な全体の事業所のネ
ットワークを、私ども地域生活支援拠点の面的整備という形で今進めているところでござい
ます。

船戸委員：具体的には指定はされているのか。

内村障がい福祉課長：具体的に指定というのは実は、大阪市はございません。面的にやっていっ

ているものですので。面的じゃない箱ものを作って、その中に相談支援事業やらショートやらいろんな機能を放り込んだ多機能の拠点をやっているところも、他都市ではあるようですけど。大阪市は広うございますので、一ヶ所程度作ったところで、全然足りませんので。

船戸委員：うちのフェニックスなんかは、もう、全部備えているから、そういう補助が出るかどうかですね。ただ指名するだけなのか、こういう拠点施設になっていたら何らかの補助が出るかという。

内村障がい福祉課長：すみません。申し訳ございませんけども、何らかの補助はないんですよ。報酬の中で加算、拠点の機能を担うところとなると、当然、加算が出てくるんですけど、国の報酬の中で出てくるんですけど。大阪市がそれをやってもらっているというものは、実は何もございません。

石田部会長：はい。先ほどの質問に。

内村障がい福祉課長：まずですね、かなりありましたんでね。

石田部会長：大きく言うともう少し柔軟な体制。

内村障がい福祉課長：鳥屋委員からありました、元々、ストックはショートだけではなくグループホームとかもあるのではないかと。また、緊急でグループホームに受け入れたら、当然その方は一日中そのグループホームにいてもらう訳ではないでしょうと。日中の場もつないでいれないといけない。そういった柔軟な対応ができないのかと。そして、そこでもダメなら訪問系なりでやらないといけないのではないかというような。おそらく、おっしゃるとおりだと思います。ショートだけにスポットでやると、緊急の受け入れはショートステイだけですとなると、数がやっぱりまだまだ大阪市は少のうございますので、グループホームでもそういった対応が可能ないようにしていきたいと思います。ただ、いずれにしろ、緊急で、例えば行動障がいのある方が緊急でやっぱり受け入れてもらわないといけないとなると、その元々のショートの職員さんだけではとてもやっぱりできないといったような問題がございますよね。当然、その時に支援員としてどなたかが、例えば行動障がいに誰か支援員の方が一緒に入ってもらわないといけないと。そんなお金の報酬体系に今なってないですよ。そういった部分をどうしていくのかといったような課題がございます。そういった部分をこれから地域移行のワーキングもございますけれども、拠点の話にも重なってまいりますので、その辺りで何が課題で、大阪市で何ができるのか。先ほど、加藤委員からもありましたように、そういった部分の加算は、やっぱり市で考えてあげないといけないのではないかとといった意見もございましたように、できるかできないかはやはりございますけども、それは考えないといけないのではといったようなご意見の中で、これは市で考えること、国に要望していくことといった、そこもやっぱり仕分けをしていって、進んでいかないといけないと思っております。それと、空き施設の話もございますけれども、今まで、昔でしたら例えば学校空いてるから貸してっていうのは絶対ダメでし

たよね。最近かなり柔軟になってきている。各区の区長さん方が力を持ってきてはいるんですけど。それでも、たぶんダメなんじゃないかと思うんですけど。それは非常に難しいところではと思いますけど。ただ、空き家対策というもありますので、そんなのとうまくコラボできないかなとか、いろいろあるんですけど。それができるのかどうかというの分かりません。そういう意味では、場所の確保っていうのはやっぱり重要な話でもありますけれど、ただ緊急の場所の確保としたら、いつ緊急が起こるか分からないので、じゃあ、結局、常に誰かがいないといけないんだろうとなると、またちょっとそれも違うよねとなったりしますので、その辺り皆さん方にご意見をいただきながら、ちょっとでも前に進むような形で検討させていただければと思います。あと、古田委員の緊急の加算も、先ほどのとおりでございます。市でできること、できないこと。大体そんなものですかね。

石田部会長：はい、ありがとうございます。今後、具体的なことがいろいろ出てきたりとか、今日の皆さんの話の中で出てきた話の中で案を出し合っ。あまり緩くしてしまうと、もったいないことも考えられますし、例えば空き家であれば、事故とかそういったことも含めて考えていかないといけないのかなど。他に、何か。はい、岡委員。

岡委員：岡です。よろしくお願ひします。単純に、ショートステイの緊急時の受け入れについて、報酬改定の影響を見たうえで引き続き検討とあるけれど、大阪市として、これを取れていくという想定で見通しを書いたのでしょうか。例えば、ショートステイ、鳥屋さんのところから出てきたように、ショートステイで人を常に在駐させておくのは難しいんですね、単価的にも。なので、必ずそのショートステイの事業を回そうと思えば、常に部屋を埋めておかないといけない。そんな中、そういうショートステイをたくさん作っても、緊急時の受け入れ先にはなり得ないじゃないかと思うんです。それは、ショートステイを回すために、運営していくために必死ですから、そのために人を雇ってますから、その隙間を狙って緊急時のねじ込んでいくのはなかなか難しいだろうと。で、緊急時のショートステイっていうのは、今のショートステイとは別に、いつでも受け入れる、空いているという状況を確保して、そこに行けるっていうのを作らないと、緊急時の受け入れ先という解決に向かっていかないんじゃないのかなど。常に満杯のショートステイが何個も何個もでき上がっても、たぶん解決に向かっていかないんじゃないかと。だから、影響を検討っていうのは、大阪市としては単価は結構加算が上がったら増えていこうというふうを考えているのか、その辺が見えないので。だから問題は、改定して、様子を見て、じゃあそれまでは先延ばしにしておこうみたいにしかな聞こえないので。行政としてどういうふうに作っていくというアプローチを、いろんな法人さんとかいろんな事業所とか、いろんな地域にどうアプローチしていくのかっていうのを、もうちょっと具体的に出していただいたほうがありがたいなと思って。

石田部会長：緊急時の受け入れ先の問題が一つですね。まあショートステイを含めてもショートステイは空いていないじゃないかという話ですけども。先ほどの話とも関連しますが、何か。

内村障がい福祉課長：すみません、内村です。一つはですね、今までは定員を受け入れる、定員

を超えて受け入れると減算になったと思うんですけど、今度は、定員を超えて受け入れた時の加算が創設されましたんで、そこは、今までと、満杯でも多く受け入れても減算にならないと。そこはちょっと違うかなというふうには考えております。それと岡委員がおっしゃったように、そうではなくて、空床確保しないといけないのではというご意見だと思います。それも一つの手だとは思うんですけど、ではどういうふうにしようかというのを今後、いろいろなご意見をいただきながら検討させていただきたいと思います。

石田部会長：ありがとうございます。いろいろご意見あるかなと思うんですけど、時間もありませんので、次の議題の方についていただきたいと思います。各区からの意見についてということで、事務局からお願いします。

内村障がい福祉課長：【資料8について説明】

石田部会長：はい、ありがとうございます。議題5についての説明をいただきました。これについてはこれまでずっと24区の課題について、協議するのが協議会ではないのかという話が合っ、その要望に応じていただきました。ありがとうございます。時間の関係もありますので、先ほど事務局の方からもお話ありましたように、今回これにつきまして質問、それから意見、要望などについて、少し皆さんから出していただければ。3点ありますね。項目1、2、3とあります。これまで協議していたこととカブるかなということもあるんですけど、災害時とかはそもそもリンクしているのかなと思うんですが、まずはじめに、項目1についての意見、ご質問等ございましたら、ご質問については答えていただく場面もあるかなと思いますけども、意見あるいは要望については、今後の課題として持って帰っていただくという形をお願いしたいと。はい、鳥屋委員。

鳥屋委員：はい、鳥屋です。まずは本来、件数の多かった災害、防災についてなんですけども、この6月の地震に始まり、8月、9月と大きな台風を受けて、本当に切実に感じたところを自立支援協議会でも共有していただきたいなと思います。まず一つ、安否確認についてなんですけれども、安否確認、実はこの間どういったことかなというところですね、都島区の実情でいうと、6月の地震の時に、重心の親御さんのところから、行政から安否確認があったと。一体それ何の話っていうところから始まって、よくよく聞いていくと一つは危機管理室の方から各区に対して、高齢で一人暮らしされているところと、それから小児慢性特定疾患。それは行政で名簿を持っていますね。そこについて各区で確認するように、区の方からありました。区の方からは保健師さんがいるところですね、あそこから小児慢性特定疾患の方に安否確認をしたと。だけど、区によってかなりそんなことなかったとかという話、かなりバラつきがあったのは事実かなと思っています。あともう一つ、要援護者見守り相談事業の関係で、地域の方で、見守ってほしいという同意、その名簿が地域にありますね。それも、地域によってかなり、その名簿を使って安否確認できたのかということにも、かなり差があると思うんですけども。それはそうだと思うんですけど、結果的に行政がね、どう安否確認できたかっていう集約をされたかっていうことが大きいと思います。その集約があって、じゃあ次回、どの基準に基づいた安否

確認していくかという整理ができると思いますので、まず一つ、そこは把握してほしいと。それはなぜかという、北部地震の中で、高槻とか茨木とか、それぞれ行政が安否確認をするとかしないとかでかなり違いがあったと思うんですね。大阪市としてどこまで安否確認するのか、その基準っていうのを作っていないといけないかなと思います。

それと、エレベーターの問題。我々、電動車いすを使う者なので、エレベーターの復旧までかなり時間がかかったと。我々の周りでいくと、一番長かったエレベーター、住んでいるマンションで動かなかったのは、一日半も。結局、その間まったくそこから身動きが取れない状況というところですね。今回、地震と台風ということなんですけど、例えば水害があったときに移動できない、火災があったときに移動できないということは、もうそのまま命に直結するなあということで、このエレベーターの課題というのは、全国的にどこでも特に都心部は大きな課題だと思います。地下鉄なんかでもね、電車は動いているけれどもエレベーターはストップということで、そのときに、じゃあ、電動車いすの人をどうするのかって考える必要があるでしょうし、あと、地下鉄なんかを利用して我々の通所系の都島区にある日中系のところでは、他区から地下鉄で通っていたら、地下鉄の電車を一齐に止めて、そこからみんな上に上がってくださいということで出された。だけど、通所の方、自分の家から乗る駅と、通所場所への最寄り駅、普段だったら通えているので、問題なく通えるんですけども、途中の駅で出されたときに、やっぱり目的地にも行けず、家にも帰れず、しかも電話も持ってない、つながらないっていう中で、その人が本当にどこに行ったかももう探すことが難しいっていう中で、そういったときに、全市的にそういう困っていきそうな方がおられた場合どうするのかっていうことも考えなければいけないと。

あと、3つ目ですけども、福祉避難所のあり方ということで、今、各区内にいくつも福祉避難所があると思うんですけど、福祉避難所の運営は事業所が考えると思うんですけど、その仕組みですよね。まず、通常の、一般の避難所に行行って、そこから福祉避難所に行く人を割り振られるという。だから、一般の避難所に行けない限り、福祉避難所に行けないというこの仕組み。であれば、実質上、福祉避難所に行ける人がいるのかなというのがあります。なので、福祉避難所のあり方というのでも考えていかないといけないというふうに思っています。

あと、もう一つ。自然災害があつて、結局、普段の通所ができないというのが、我々もありました。地震のときもそうですし、8月それから9月の台風のときも、結局、あの台風の状況の中で、それでも通所しないといけないという話ではなく、それは通所は危険なので、在宅にて支援をしていくことになります。そうすると、通常の重度訪問の支給決定が足りなくてですね。結局、その日一日通所できないので、家で支援しなければいけない、家で支援を受けなければいけないっていう中で、支給決定時間が足りない。そのことで、区を通じて市の方にも、8月23日に台風が来て、結局、通所は休みということになっているんですけども、それを、9月に入ってから、8月分の支給決定が、あっ、足りなかったということがあって、その分を本人がそのはみ出た分をまるまる自己負担、その分をどうするのかという話になるので、今、年末年始の特例基準というのがあって、夏休みやゴールデンウィークというのは、その通所先が休みのところはその日数を増やしてくれる。そこに、昨年からインフルエンザ等の感染症も同じような扱いに入れてもらえたと思うんですけども。これだけ自然災害が多い中では、やっぱり地震だったり台風、台風なんかでも、どのコースを通るかで、閉所にするとか扱いが変わって

くるので、そういったことも同じような中に早急に入れて欲しいと思います。

それと、最後に、この間、防災訓練、各地域でも頑張ってると思うんですけども、やっぱり当事者がなかなか訓練自体に行けていないという実情も、本当にそのとおりだと思うので、地域の防災訓練に当事者が行けるようにという啓発を、もっともっと市の方から各区、それから地域に言っていないといけないと思っています。地域防災計画も小学校単位で作られているところが多いと思うんですけども、そういったことも含めて、区の地域防災計画に当事者も一緒に入って、一緒に考えられるような仕組みを作っていただきたいと思います。

石田部会長：はい、ありがとうございます。ご意見を網羅していただいたかと思うので、これだけはというのを最後に出していただければ。古田委員。

古田委員：はい、すみません。この間の豪雨災害でですね、やっぱり大和川の氾濫みたいなのでね、みんな避難しろと言われたんですけども、実際に車いすの人が体育館に逃げても仕方がない、溺れてしまうみたいな問題もありまして、どれだけ上に逃げにくい人がいるのか、各地域ごとで把握して、速やかに上階に逃げられるような手段っていうを確保していく必要があるかと。水害避難ビルとかでは被災のところなので、台風とか豪雨災害のときは難しいだろうというふうに思われますので、ちゃんと囲まれた上階へ逃げる避難所を各地域ごとに確保していく必要があるので、これを市が音頭をとっていただきたいというのが一つ。あと、この前の台風とか地震とかでも、停電っていうのが結構大きく問題になって、呼吸器の問題ですとか、あるいは家に帰れない、出られないっていうような問題で、グループホームに来てもらって一泊してもらったりもしたんですけども。やっぱりこれだけ災害が増えていると、それぞれがどういうふうな困りごとがあったのか、これは障がい種別によっても違いがあると思いますので、ぜひ大阪市として推進協に集まっている各障がい団体に、この間の災害での困りごとのアンケートを取っていただいて、それから課題を集約してどういう対策を打つのかっていうことをですね、危機管理も入れて、ちゃんと検討会を何度か開催して、いざというときには福祉局と危機管理が連携して、こういうふうにしていこうというような体制を作っていくべきだと。あと結構ね災害時のときには日中閉めますという事業所ですとか、ヘルパー派遣できませんっていう事業所も結構多かったんです。法人の中ではかなりやりくりして、電車が止まったから行けない、それなら別の人を頼んでとか、やったんですけど、一人暮らしの人とか高齢者家族だったらどうなるのかなというような、その辺の災害時の派遣とか、事業所を開けるかどうかのルールなども考えていくことが必要だと思います。まあ、そういう方がおられるということです。

石田部会長：はい、ありがとうございます。加藤委員。

加藤委員：これ、西淀川区で、災害時に相談支援っていうのが協力しながら安否確認とか状況確認していく、そういう体制を作っていこうという話を、自立支援協議会でやっていて、今回も地震、台風とあったので、地震があった次の日に反省会をやって、みんなでラインのグループがあって、相談支援事業所同士がすぐにつながって、台風21号のときはすぐにその中に入っていた。鳥屋さんに言っていたいただいたエレベーターの問題とか、停電で帰るのに困っているっ

て。西淀川区内の相談支援事業所間ではある程度共有できて、区と相談するっていうのが今回できたんですけどね。ただ、安否確認、状況確認というところまでは、僕らはある程度動けたらの場合、それは区内でできるんだけど、困っているという問題が発見されたときに、どうするのかという、次の、区で対応できる、福祉作業所とか、そういうところで安定できたらいいんだけど、それでも難しい場合だと、例えば区外もしくは市外とか、府下、他府県のところに場所をコーディネートするような話になって、これは区だけではなく市と協働しながら、そういう場所を探したりとなったりとか、どんな支援が必要なのかとか、支援だけではなくてどんな物が必要なのか、いろんな相談に、こういう緊急時に、区だけではなく市も含めて、どういうふうな体制でもって取り組んでいくのか、災害をシミュレートしてね、こういうふうな組織を作ったらいいというようなこと。たぶん、区と計画はある程度立てていると思うんですけど、具体的に僕らには全然分からないですよ。区レベルよりも上になったときに、どんなふうなコーディネートの協力体制ができるのかっていう、そういうところを持っておられたら言うていただけたらいいし、まだ作れていないということだったら、一緒に作ってくれるということが必要なのかなと。阪神大震災のときですか、神戸市ですぐに「しあわせの村」っていう緊急ケアセンターってのを作って、避難場所、親子ごとそこへ行ってもいいですよっていうふうにしたたり、2ヶ月ぐらいあとかね、障がい者の実態調査というのを、僕らは中央区で任されてした経験があるんですけど、それは2ヶ月ぐらいあとかね。もし、今度地震が起こったら、2ヶ月後ではなくて何日か後には、状況が分からなかったら実態調査をするとか。そうしたら、実態調査をする人の体制を作るとかね、障がい関係のボランティアを導入するとかね、そんなのも含めて、計画というかシミュレートして計画を立てていくという必要があると思うんですけども、そういうふうなことを考えていくプロジェクトチームとかね、どこかに作っていくようなね、大阪市はどう考えているのかなと。

石田部会長：はい、ご意見いいですか。そういう災害とか起きたときに、すみません。

船戸委員：この前、緒方先生っていう熊本地震のときに活躍された先生がおられますけれども、そのときに非常に印象に残ったのは、行政も被害者になり得ると。行政が全然人が出てこられないというのもあるので、そういうことも頭に置いて、やっぱりシミュレーションしておかなくてはならないということを言っていました。

石田部会長：はい、ありがとうございます。いろいろご意見あるかもしれませんが、あと2つあります。8050問題だけでいろいろありました。はい、古田委員。

古田委員：8050問題、掘り起こせば掘り起こすだけ、どんどん出てきます。各区で同じ状態だと思うんです。これは危ない状態の一手手前。本当に親が倒れる寸前になってからSOSがくるというようなことで、かなり、本人さんたちも、受け入れる側も、かなりしんどい状況があるので、できるだけ早く、各区でどんなケースがあるのか、まず把握しておいて、つながりを作り始めて、お互い顔見知りになっていくような仕組みと先ほどから言うております緊急の受け入れ加算みたいなことも含めてやはり考えていただきたいなと思ってますので、ぜひよろ

しくお願いします。

石田部会長：はい、ありがとうございます。3つ目についても、もうすでに地域生活支援拠点との整理のところの、議題4のところでは話があったので、もうないかなと思って、もしございましたら挙手。じゃあ、はい。

古田委員：相談支援が、やっぱり思った以上に、各区、しんどい状況ですよね。うちの区はもう何か所しかない、利用率もまだ何パーセント、セルフ率が何パーセント。セルフプランの解消なんかもう無理です。各区が手をこまねているのではなくて、相談支援部会を作って、知り合いの法人に相談支援をやってくれと、指定相談をやってくれと働きかけて、ようやく立ち上がったかと思ったら一人しかいない。今、一人事業所というのが、大阪で半数以上ありますよね、確か。この前、国に要望を持って行ったときに、大阪府下には平均1.9人しか相談員がいないんですよ。だから、一人事業所が半数以上。それでバーンアウトして崩れていく、撤退する事業所も後を絶ちません。増えては減り、増えては減りで、一向に増えない状況です。さらに来年度からですね、一人で40件以上やっていたら減算がかかりますよね。一人体制のところはこれだけ多い。それで減算もかかる。さらに苦しくなる。法人からは辞めてしまえと言われる。という中で、相談支援体制が持つのかどうかという問題が深刻になっていますので、ぜひこの秋中に、指定の相談支援に対してアンケート調査を実施していただきたい。必要でしたらこちらで案を作ります。どんなところがしんどいのかとか、どういう状況か、これから来年以降やれますかというようなことも含めて、緊急アンケートを取っていただきたい。それでその結果、それに対してどういう手を打つのか。前から言ってますように、指定事業所をオープンしても、何十件溜まるまでは全く赤字状態、だから一人体制になってしまうような問題もありますので、初期加算をぜひとも本格的に検討してもらいたいなと思ってます。また、あるいは、二人目が配置されたときの一定期間、ちょっと見るような加算、そういうふうな相談支援体制を何とか崩壊を防ぐために支えていくというような、そういう手立てをぜひとも検討していただきたいと思います。

石田部会長：はい、ありがとうございます。すみません時間もございませんので、次の議題に移りたいと思います。障がい者グループホーム「日中サービス支援型」の実施評価等についてということで、簡単にご説明いただければと思います。

松藤障がい支援課長代理：【資料10について説明】

石田部会長：はい、ありがとうございます。協議会の役割、4番のところですけど、これでいいのかということで、評価についてどうかということで、簡単に。はい、古田委員。

古田委員：日中支援型のグループホームは、かなり問題が多いと認識してます。厚労省とのやり取りはかなり迷走いたしました。重度であれば、重度のためのグループホームというような位置付けでスタートしたんですけども、重度であれば外に出ない、毎日ずっとそこにいる、みた

いなどころからスタートして、それだったら閉じ込め施設になるんだと。日中のスペースもない、そんなところに閉じ込めるのかということの問題提起して、日中、日によって通うこともできるみたいな話になりました。それから、10人以上、もう20人までできるという大規模化がめざされて、それで夜間支援が特に薄いです。10対1の夜間支援です。そういうふうなことを考えていくとですね、どこの団体も、今の介護サービス包括型のグループホームの方が、重度障がい者の小人数に対してですね、体制が組みやすいということで、こちらの方にはなかなか行けないなど。もう、大人数化して合理化しようと、重度障がい者を閉じ込めるみたいな、そういう発想のものだという形で、団体の中では広がりませんでした。しかし、これから出てくるのは、怖いのは、サ高住だとか、よく分かっていないところが、閉じ込めたらお金が高くなるみたいな形でこれから運用されていくことが、非常に問題があると思います。国が言うように、指定前にチェックできますよ、協議会でっていうふうになっているので、それはぜひとも、入れてもらえないでしょうか。建物ができてからだとか、どこかを転用することになってからでは遅いので、どういうふうな考えでやろうとしているのか、おそらくはあまりよく分かっていないのだったら、報酬が介護サービス包括型と比べて、これだけ下がりますよ、体制が組めませんよということも伝えてあげたいし、どんなふうに障がい者の生活支援を捉えているのか、中にいさせたらいいと思っているなら大間違いですから、ぜひともそれぞれのウィークリープランみたいなを出させるようにしていただきたい。今日の資料には入ってませんが、それでもって本人の生活を本当に日中支援型で支えようというのが正しいのかどうなのか、ぜひとも事前にチェックできる、指定前にチェックできるというような体制を保障していただきたい。別に、協議会全員出なくてもいいです。何人かだけでも集まって、その計画をチェックしてから指定するかどうかを判断できるような、そんな仕組みを導入していただきたいと思っています。ぜひお願いします。

石田部会長：はい、ありがとうございます。協議会の役割としては、この案のとおりでよろしいでしょうか。参入方法をどうしていくんかっていうようなこと、何かお考えはありますか。

小谷障がい支援課長：障がい支援課の小谷でございます。国の仕組みといたしましては、古田委員が言われましたように、必要がある場合は事前に協議会に諮ることができるとなっております。ただ、先ほど松藤代理が申しましたとおり、その都度開いてもらうかということとか、こういった内容を事前に評価といいますか、かけるかといったこともございますので、ちょっといったん我々としていたしましては、年に1回以上のところで、どれかの項目をきちんとやっていくかというところを、まずは決めたうえでですね、その内容について事前の段階でのそういうところを事業所の方にも示しながら担保していけばいいのかなと、今回、この提案をさせてもらったのですが、委員のご意見も踏まえまして、事前のところはどういったことができるのかというところについて、引き続き検討させていただきたいと思います。

石田部会長：すみません、もう時間もないんですけど、この件に関して何か。加藤委員、本当に簡単に。

加藤委員：すみません。今回、資料で見せていただいた全市的課題、本当にありがとうございました。ただ一回だけだったら、この検討というのがこの自立支援協議会の中心的なことになると思うので、継続してそういったことを審議する時間、長く取ってもらえるようにしてもらえたらありがたいなと思っています。

石田部会長：はい。ありがとうございました。時間も超過しておりますが、事務局から何かありますか。なければとりあえず、議題についてはすべて審議を終えました。そうしましたら、あと、チラシなどありますが。(チラシはまた読んでいただくということでお願いします。) はい、これで終わらせていただきます。事務局にお返しします。

内村障がい福祉課長：(閉会のあいさつ)